



# 山形県公報

令和4年2月25日(金)  
第283号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

- 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………(子ども家庭支援課) ……148

### 告 示

- 山形県水資源保全地域の指定の予定……………(環境企画課) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定の取消し……………(高齢者支援課) ……149
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……同
- 森林病虫害等防除法に基づく特別伐倒駆除命令の予定……………(庄内総合支庁森林整備課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……150
- 同……………(同) ……151
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……152
- 同……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 同……………(同) ……153
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……154
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……同
- 同……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……155
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 政治団体の設立……………同
- 政治団体の届出事項の異動……………156
- 政治団体の解散……………同
- 資金管理団体の指定……………157
- 資金管理団体の指定の取消し……………同

### 海区漁業調整委員会関係

#### 指 示

- 第二種共同漁業権(小型定置漁業)の保護区域……………158

病院事業局関係

規 程

○山形県立病院料金規程の一部を改正する規程…………… 同

規 則

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第2号

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項第1号中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同項第2号中「社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業（以下「社会福祉事業」という。）」を「相談援助業務」に改める。

第21条第2項第1号中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同項第2号中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第39条第2項第1号中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同項第2号中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第68条第2項第1号中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同項第2号中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第70条中「第43条の5」を「第43条の2」に改める。

第75条第3項第1号中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同項第2号中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長（以下この項において「乳児院等の長」という。）として勤務している者については、改正後の山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則に規定する乳児院等の長として勤務している者となす。

告 示

山形県告示第113号

山形県水資源保全条例（平成25年3月県条例第14号）第9条第1項の規定により、水資源保全地域を次のとおり指定する予定であるので、関係図書を、環境エネルギー部環境企画課及び各総合支庁保健福祉環境部環境課並びに関係市役所及び町役場において縦覧に供する。

なお、当該水資源保全地域の住民及び利害関係人は、この告示に係る指定について、令和4年3月11日までに知事に意見書を提出することができる。

令和4年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 名 称 寒河江市水資源保全地域
- (2) 区 域 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定によりたてた地域森林計画で定める寒河江市の森林の区域
- 2 (1) 名 称 河北町水資源保全地域

(2) 区 域 森林法第5条第1項の規定によりたてた地域森林計画で定める西村山郡河北町の森林の区域

**山形県告示第114号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者の指定を次のとおり取り消した。

令和4年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称	事業所の名称及び所在地	居宅サービスの種類	指定取消年月日
株式会社Place庄内	訪問介護事業所 とざわ 最上郡戸沢村大字蔵岡2905番地18	訪 問 介 護	令和 4. 2. 17
株式会社Place庄内	訪問介護事業所 松山 酒田市白ヶ沢字池田通122番地	訪 問 介 護	同

**山形県告示第115号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和4年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

農事組合法人庄内産直センター  
組合長理事 小林 隆範  
鶴岡市栃屋字天保恵65-3

(2) 届出の内容

登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
農事組合法人庄内産直センター 組合長理事 渡部 正一 鶴岡市栃屋字天保恵65-3	農事組合法人庄内産直センター 組合長理事 小林 隆範 鶴岡市栃屋字天保恵65-3	令和3年11月29日

2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東根市農業協同組合  
代表理事組合長 佐藤 勝藏  
東根市中央東三丁目7-21

(2) 届出の内容

登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
東根市農業協同組合 代表理事組合長 佐藤 勝藏 東根市新田町二丁目1-10	東根市農業協同組合 代表理事組合長 佐藤 勝藏 東根市中央東三丁目7-21	令和4年1月11日

**山形県告示第116号**

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、松林を所有し、又は管理する者に対し、次のとおり特別伐倒駆除を命ずる予定である。

令和4年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 区域及び期間

区 域		期 間
市 町 名	大 字 名 又 は 町 名	
鶴 岡 市	茨新田、長崎、西沼、辻興屋、面野山、千安京田、下川及び湯野浜	令和4年4月1日から 令和4年6月30日まで
酒 田 市	宮海、高砂、大浜二丁目、浜松町、宮野浦、十里塚、坂野辺新田、黒森、広岡新田及び浜中	同 上
遊 佐 町	吹浦、菅里、北目、江地、藤崎及び比子	同 上

2 森林病虫害等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の伐倒及び破砕（森林病虫害等防除法施行規則（昭和25年農林省令第35号）第1条に規定する基準に従い行うものに限る。）又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）をすること。

4 命令をしようとする理由

1の区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延して当該区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

- (1) 1の区域内において3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって庄内総合支庁長を経由して、知事に不服を申し出ることができる。
- (2) 3の措置を行う者は、この告示に係る命令の日から令和4年3月31日までの間に、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出るものとし、届出がないときはその措置を行う見込みがないものとみなす。
- (3) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(4)による損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (4) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事に提出しなければならない。
- (5) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の期間内に3の措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、その措置の全部又は一部を行うことがある。
- (6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、3の措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受け取ることになるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

山形県告示第117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和4年2月25日から同年3月11日まで縦覧に供する。

令和4年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 山形朝日線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東村山郡山辺町大字大蔵字大脇3187番9から 同 1066番1まで	旧	16.0メートル } 10.0	60メートル
同 上	新	17.0メートル } 10.0	同 上

**山形県告示第118号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和4年2月25日から同年3月11日まで縦覧に供する。

令和4年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 蔵王公園線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
山形市蔵王半郷字南山1142番3から		旧	59.0 <small>メートル</small>	<small>メートル</small> 160
同 1149番3まで			17.0	
同	上	新	59.0 <small>メートル</small> 19.8	同 上

**山形県告示第119号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和4年2月25日から同年3月11日まで縦覧に供する。

令和4年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形永野線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
山形市大字土坂字荒屋敷499番2から		旧	18.4 <small>メートル</small>	<small>メートル</small> 201
同 468番4まで			6.3	
山形市大字土坂字荒屋敷499番1から		新	37.8 <small>メートル</small>	同 上
同 455番2まで			15.1	

**山形県告示第120号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和4年2月25日から同年3月11日まで縦覧に供する。

令和4年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 間沢寒河江山形自転車道線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
天童市大字高掬字立谷川原南2254番7から 同 南2143番1まで		旧	9.0メートル } 3.4	220メートル
同	上	新	9.2メートル } 3.3	同上

**山形県告示第121号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和4年2月25日から同年3月11日まで縦覧に供する。

令和4年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 天童高原山口線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
天童市大字田麦野字墓土山1320番77から 同 まで		旧	22.6メートル } 9.0	38メートル
同	上	新	22.6メートル } 9.0	同上

**山形県告示第122号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和4年2月25日から同年3月11日まで縦覧に供する。

令和4年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 天童高原山口線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
天童市大字山口字熊取下3702番9から 同 3699番3まで		旧	20.4メートル } 10.0	65メートル
同	上	新	22.2メートル } 10.0	同上

**山形県告示第123号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和4年2月25日から同年3月11日まで縦覧に供する。

令和4年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 山形朝日線
- 2 供用開始の区間 東村山郡山辺町大字大蔵字大脇3187番9から

- 同 1066番1まで
- 3 供用開始の期日 令和4年2月25日

**山形県告示第124号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和4年2月25日から同年3月11日まで縦覧に供する。

令和4年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 蔵王公園線
- 2 供用開始の区間 山形市蔵王半郷字南山1142番3から  
同 1149番3まで
- 3 供用開始の期日 令和4年2月25日

**山形県告示第125号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和4年2月25日から同年3月11日まで縦覧に供する。

令和4年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 山形永野線
- 2 供用開始の区間 山形市大字土坂字荒屋敷470番1から  
同 455番2まで
- 3 供用開始の期日 令和4年2月25日

**山形県告示第126号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和4年2月25日から同年3月11日まで縦覧に供する。

令和4年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 間沢寒河江山形自転車道線
- 2 供用開始の区間 天童市大字高揃字立谷川原南2254番7から  
同 南2143番1まで
- 3 供用開始の期日 令和4年2月25日

**山形県告示第127号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和4年2月25日から同年3月11日まで縦覧に供する。

令和4年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 天童高原山口線
- 2 供用開始の区間 天童市大字田麦野字墓土山1320番77から  
同 まで
- 3 供用開始の期日 令和4年2月25日

**山形県告示第128号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和4年2月25日から同年3月11日まで縦覧に供する。

令和4年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 天童高原山口線
- 2 供用開始の区間 天童市大字山口字熊取下3702番9から  
同 3699番3まで
- 3 供用開始の期日 令和4年2月25日

**山形県告示第129号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和4年2月25日から同年3月11日まで縦覧に供する。

令和4年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 大江西川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡大江町大字沢口字巻淵1530番2から 同 向田25番1まで	旧	62.8メートル } 8.4	メートル 368
同 上	新	62.8メートル } 8.4	同 上
西村山郡大江町大字沢口字巻淵1530番2から 同 向田25番7まで		51.1メートル } 10.0	メートル 337

**山形県告示第130号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和4年2月25日から同年3月11日まで縦覧に供する。

令和4年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 東根尾花沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
尾花沢市大字野黒沢字西原野476番34から 同 531番6まで	旧	15.7メートル } 14.3	メートル 36
同 上	新	16.9メートル } 14.3	同 上



山形県告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和4年2月25日から同年3月11日まで縦覧に供する。

令和4年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 東根尾花沢線
- 2 供用開始の区間 尾花沢市大字野黒沢字西原野476番34から  
同 531番6まで
- 3 供用開始の期日 令和4年2月25日

山形県告示第132号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。  
別表第6中

"	吹浦支店	" " 吹浦字苗代37番地	" "	" "	を
"	八幡支店	酒田市観音寺字前田23番地	" "	" "	
"	八幡支店	酒田市観音寺字前田23番地	" "	" "	に改める。

附 則

この規程は、令和4年2月28日から施行する。

**選挙管理委員会関係**

告 示

山形県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和4年2月25日

山形県選挙管理委員会

委員長 粕 谷 真 生

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
山田宏山形県後援会	富 田 滋	早 坂 暢 洋	山形市十日町二丁目4番35号	令和 4. 1. 5

山形友愛創造フォーラム	渋谷文男	後藤健一郎	山形市木の実町12-37 大手門 パルズ5階U Aゼンセン山形県 支部事務所内	同 1.18
高梨忠博後援会	高梨忠博	菊地英雄	東置賜郡高畠町大字高畠2152- 5	同 1.20

**山形県選挙管理委員会告示第9号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

令和4年2月25日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕谷真生

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党高畠町支部	島津良平	会計責任者の氏名	山 木 義 昭	秋 葉 晶 子	令和 4. 1.17
自由民主党舟形町支部	八 鍬 太	主たる事務所の所在地	最上郡舟形町長沢2780 番地5	最上郡舟形町舟形116	同 1.25

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
南陽市東置賜郡医師連盟	齋藤 潔	会計責任者の氏名	粕 川 俊 彦	齋 藤 潔	令和 3. 4. 1
山形県行政書士政治連盟	岩 崎 雅 幸	代表者の氏名	岩 崎 雅 幸	縮 修 二	同 5.30
		会計責任者の氏名	奥 村 惠 一 郎	森 谷 富 夫	
国井輝明を育てる会	国 井 照 之	代表者の氏名	国 井 照 之	国 井 正 美	同 4. 1.24
みんなで未来を創る会（尾形みち子後援会）	伊 藤 道 雄	会計責任者の氏名	尾 形 み ち 子	柴 田 ま つ 子	同 2. 1

**山形県選挙管理委員会告示第10号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和4年2月25日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕谷真生

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党山形県東根市第二支部	野川政文	令和 3.12.31

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
佐藤栄市後援会	佐藤光生	令和 3.12.31
小野寺佳克後援会	紺野英徳	令和 3.12.31
外山まさとし後援会	井上弘	令和 4. 2. 6

山形県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

令和4年2月25日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕谷真生

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
高梨忠博	高島町長	高梨忠博後援会	東置賜郡高島町大字高島2152-5	令和 4. 1.19

山形県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

令和4年2月25日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕谷真生

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
加藤健一	加藤けんいち後援会	令和 4. 1.11

## 海区漁業調整委員会関係

### 指 示

#### 山形海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和4年2月25日

山形海区漁業調整委員会

会 長 加 藤 栄

- 1 山形県の地先海面における第二種共同漁業（小型定置漁業）の保護区域を次の表の左欄の漁業の種類に応じ、右欄のとおり定める。

さけ・ぶり 小型定置漁業	かき網の左右各200メートル及び身網の周囲100メートル以内の海面
いか 同	かき網の左右各55メートル及び身網の周囲45メートル以内の海面
はたはた 同	
あじ・たなご 同	

- 2 保護区域内において、当該漁業以外の漁業、遊漁その他の行為によって、当該漁業の魚道を遮断し、又は魚群を散逸せしめる行為をしてはならない。
- 3 かき網、身網、ロープ、浮き玉その他の第二種共同漁業（小型定置漁業）に用いる漁具を利用して船を固定するなど、漁具に接触する行為をしてはならない。
- 4 この指示の有効期限は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

## 病院事業局関係

### 規 程

#### 山形県病院事業管理規程第1号

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年2月25日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

#### 山形県立病院料金規程の一部を改正する規程

山形県立病院料金規程（平成15年3月県病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

乳がん遺伝子検査料	オンコタイプDX	1回につき	424,890円	を
-----------	----------	-------	----------	---

乳がん遺伝子検査料	オンコタイプDX	1回につき	424,890円	に改める。
頭皮冷却療法		1回につき	13,400円	

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。